

# 文化団体等自主文化事業支援共催要領

## 第1条 目的

この要領は、公益財団法人戸田市文化スポーツ財団（以下「財団」という。）が団体または個人と共催してその自主文化事業を振興することを目的とする。

## 第2条 対象団体等

この要領の対象となる団体等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 戸田市内に活動拠点を置き、且つ事務局を市内に有する団体
- (2) 戸田市に在住または在勤・在学している個人
- (3) その他市外であっても既にその活動が公の機関等で認められていて且つ理事長が特に認めた団体及び個人

## 第3条 定義

この要領において「自主文化事業」とは団体及び個人が戸田市文化会館展示室（以下「展示室」という。）において実施する事業をいう。

2 「共催」とは財団が自主文化事業の企画及び運営に参加し、当該団体または個人が利用する期間の施設及び附属設備利用料の経費の一部を軽減することをいう。

## 第4条 選定基準

財団は、自主文化事業が次の各号に該当する場合、当該事業を共催することができる。

- (1) 戸田市を拠点とした芸術・文化の振興に寄与する事業であること。
- (2) 事業内容、事業経費について、財団と協議の上決定する事業であること。
- (3) 定例的に開催している事業以外の事業であること。
- (4) 入場料を徴収しない事業であること。
- (5) 営利または営利を目的とした宣伝行為を一切しない事業であること。
- (6) 当該事業を実施する期間・時間等については、戸田市文化会館条例及び戸田市文化会館条例施行規則に定められた内容であること。ただし、事業内容によって期間の延長が必要と判断したときは変更することができるものとする。

2 前項各号に該当する事業であれば同一期間内において複数団体が共同利用することができる。

## 第5条 支援

財団は、自主文化事業の企画及び運営に関し、情報提供や広報手段の提供等必要な支援を行うものとする。

## 第6条 利用料金

利用料は、共催する自主文化事業の実施に要する施設及び附属設備利用料（規定利用料金）の4分の1の額とする。但し、1円未満の端数は切り捨てる。

## 第7条 申請

財団と共催で自主文化を行おうとする者は、様式第1号の申請書1部を理事長に提出しなければならない。

2 共同利用の場合は、団体間で協議し代表団体を明記し、連名で様式第2号の申請書1部を提出しなければならない。

## 第8条 決定

理事長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容が適正であるかを審査し、共催が認められるときは、申請者に対し様式第3号の共催決定通知書を交付するものとする。

2 共同利用の場合は、代表団体に対して、共催決定通知書を交付するものとする。

## 第9条 変更（中止）承認

前条により様式3号の共催決定通知書を受けた者（以下「共催者」という。）は、共催の決定を受けた自主文化事業（以下「共催事業」という。）の内容を大幅に変更または中止しようとするときは、様式4号の変更（中止）承認申請書1部を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

## 第10条 実績報告

共催者は、共催事業終了後30日以内に様式第5号の実績報告書1部を理事長に提出しなければならない。

2 共同利用の場合は、各団体において実施報告書1部を作成し、代表団体が一括して提出しなければならない。

## 第11条 利用料金の確定

理事長は、様式第3号の共催決定通知書を交付した共催者に対し、施設及び附属設備利用料の確定額を提示するものとする。

## 第12条 利用料金の納入

様式第3号の共催決定通知書を交付された共催者は、戸田市文化会館条例及び戸田市文化会館条例施行規則に定める施設及び附属設備利用料を納入するものとする。

2 共同利用の場合は、各団体間で協議・取りまとめの上、代表団体が一括して納入するものとする。

#### 第13条 決定の取消等

理事長は、共催事業において、次の行為が認められた場合、その決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 変更承認を受けない大幅な内容変更
- (2) 事業の中止
- (3) 主催者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等）に属すると判明した場合。

#### 第14条 利用料金の還付

利用料金の還付については、戸田市文化会館条例第15条及び戸田市文化会館条例施行規則第9条を準用する。

#### 第15条 書類の整備等

共催者は、共催事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、且つ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から3年間保管しなければならない。

#### 附 則

(施行期間)

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

1. 文化団体等自主文化事業支援共催要領（平成11年4月1日施行）は廃止する。
2. この要領の施行の際、現に廃止前の要領により処理されたもの及び処理中のものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。